

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

労働安全衛生規則の一部を改正する省令について（お知らせ）

標記につきまして、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が令和7年4月15日付官報（別添）に公布され、同年6月1日より施行されます。これにより、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際には、熱中症対策の実施が事業者に義務付けられ、違反した場合には罰則が適用されますのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

改正概要

◆ 熱中症予防対策の義務化

事業者は、労働者の作業環境や健康状態に応じ、熱中症予防のため、早期発見体制の整備、重篤化防止措置の実施手順作成、および関係作業員への周知の義務

◆ 罰則の適用

上記の義務を怠った場合、6月以下の懲役または50万円以下の罰金

※「熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、WBGT（湿球黒球温度）28度または気温31度以上の作業場で、継続して1時間以上または1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業

詳細につきましては、厚生労働省の関連資料等をご確認いただきますようお願いいたします。

概要等掲載URL

【厚生労働省】

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、湯口、國坂

省

令

○厚生労働省令第五十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十五日

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編・第二編（略）</p> <p>第三編 衛生基準</p> <p>第一章 第四章（略）</p> <p>第五章 温度及び湿度（第六百六条―第六百七十二条の二）</p> <p>第六章 第九章（略）</p> <p>第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>（熱中症を生ずるおそれのある作業）</p> <p>第六百二十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一編・第二編（略）</p> <p>第三編 衛生基準</p> <p>第一章 第四章（略）</p> <p>第五章 温度及び湿度（第六百六条―第六百二十二条）</p> <p>第六章 第九章（略）</p> <p>第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第六百二号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四大中型まき網漁業の項第九号の規定に基づき、令和七年及び令和八年における農林水産大臣が定める期間を次のように定める。

令和七年四月十五日

農林水産大臣 江藤 拓

令和七年及び令和八年における漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四大中型まき網漁業の項第九号の農林水産大臣が定める期間は、公海にあっては五月一日から同月三十一日まで及び七月一日から八月十五日までとし、我が国及び外国の排他的経済水域にあっては七月一日から八月十五日までとする。

その他告示

○中央選挙管理会告示第五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五条の二十二項の規定に基づき、中央選挙管理会委員長に令和七年四月十四日次の者が互選されたので、中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第一条第四項の規定により告示する。

令和七年四月十五日

中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

住所の市区町村名まで
千葉県浦安市

氏名
古屋 正隆

○中央選挙管理会告示第六号

中央選挙管理会規程（昭和二十七年中央選挙管理会告示第二号）第三条の規定による委員長に事故がある場合における委員長の職務を代理すべき者を、令和七年四月十四日次のように定めたので告示する。

令和七年四月十五日

中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

住所の市区町村名まで
東京都文京区

氏名
城島 光力

○法務省告示第七十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月十五日

法務大臣 鈴木 馨祐

認証紛争解決事業者の名称及び住所
長野県行政書士会
長野県長野市大字南長野南町千九番地三

変更の内容
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第七号に係る変更
変更の認証年月日
令和七年三月二十五日

○法務省告示第八十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月十五日

法務大臣 鈴木 馨祐

住所の市区町村名まで
東京都文京区